

特別養護老人ホーム

あけぼの苑

入 所 の ご 案 内



社会福祉法人 堺暁福社会

入所についてのご案内

施設サービスの内容

【食事】

- ・当施設では、お一人お一人の栄養状態を把握し、医師、管理栄養士等が共同して作成した栄養ケア計画に従って栄養管理を行い、食事を提供いたします。
- ・自立支援の為、体調不良時を除き離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・その方の要介護状態に合わせて食事の介助を行います。
- ・当施設では病院とは違いその方の病態に合わせた専門的な療養食の提供は行っておりません(食事を刻み食、トロミ食、流動食等形態を変えることは可能)。エネルギー制限が必要な方等の食事は食事量を調整して提供させていただいております。

食事時間 朝食 7 : 15 ~ 8 : 00

 昼食 12 : 00 ~ 13 : 00

 夕食 18 : 00 ~ 19 : 00



【入浴】

- ・入浴または清拭を週2回行います。
- ・その方の要介護状態に合わせて必要であればリフト浴や特殊浴槽を使用して入浴していただけます。

【排泄】

- ・排泄の自立を促す為、その方の身体能力に合わせた援助を行います。
- ・おむつ、尿とりパット、リハビリパンツ等の代金は介護保険給付対象となっておりますので、入所後はご負担の必要はありません。ただし、当苑より医療機関へ入院された場合は実費負担となり、当苑からの持ち出しはできません。

【健康管理】

- ・医師や看護師が健康管理を行います。

※入所中の医療について

当苑は特別養護老人ホームですので、治療やリハビリを目的とした施設ではなく、「生活の場」を提供する施設となっております。あくまでもご自宅の延長であることをご理解ください。したがって、当苑で出来る医療は限られており、詳しい検査や高度な医療が必要な場合には医療機関にて受診や入院治療を受けていただくこととなります。

- ・ 入所後の主治医は当苑の医師となります。健康管理や治療に関しては、主治医の方針にお任せいただくこととなります。
- ・ 当苑の医師・看護師の医療従事者は24時間体制の勤務ではありません。医師は非常勤、看護師は日勤のみの勤務となっておりますので、早朝・夜間帯の健康管理に関しては医師・看護師の指示のもとで介護職員が対応させていただくことになります。
- ・ その方の健康状態により、必要性がある場合は当苑の判断にて受診・入院の手続きをとらせていただいております。
- ・ 受診や入院時は当苑の関連病院へ行っていただいております。その方の状態や病院の受け入れ状況により、今まで受診・入院歴のある医療機関へはかかれないことも多く、その場合は当苑の判断で受け入れ可能な病院への手続きをとらせていただいております。その為、ご希望の医療機関へ必ずしもかかることが出来ない点をご理解ください。

※協力医療機関※	医療法人	垣谷会	明治橋病院
	医療法人	方佑会	植木病院
	医療法人	暁美会	田中病院(美原)
	医療法人	錦秀会	阪和第二泉北病院
	医療法人	徳洲会	阪南中央病院

※協力歯科医療機関※ 谷歯科医院

- ・ ご協力いただければ受診が困難な場合や、病院からの依頼があった場合、ご家族様による付き添い・送迎をお願いしております。
- ・ 緊急で受診をされる場合は当苑の固定電話より必ず連絡を入れさせていただいております。また、病院へ付き添っている職員から病院の公衆電話よりご家族様へ連絡させていただく場合があります。その為、受診の連絡があった際にはお手数ではございますが公衆電話からの着信を拒否されている場合、着信拒否の解除をお願い致しております。
- ・ 入院時は病院主治医からの病状説明や手続き等がありますので、ご家族様の付き添いをお願いしております。
- ・ 健康状態に急変が生じた場合には、当苑の判断にて救急搬送の手続きをとらせていただいております。その際、ご家族様には搬送先の病院までお越しいただいております。



施設利用料金について

- ・前記のサービスについては利用料金の大部分(通常 9 割又は 8 割、7 割)が介護保険から給付されますので、自己負担額は 1 割又は 2 割、3 割となります。
- ・施設サービス費(自己負担額 1 割又は 2 割、3 割分)、食費・居住費等の自己負担額はその方の世帯の課税状況・年金等の収入状況・要介護度等によって異なります。(利用料は介護保険制度の変更に合わせてその都度変更となります)別紙を参照ください。
- ・散髪・日用品・衣類・医療費・薬剤費・その他の必要品は施設利用料とは別途に自己負担での料金がかかります。

※自己負担での料金がかかるもの※

【散髪】

理美容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。

理容：毎月 2 回程度

美容：毎月 1 回

利用料金 理容：2 0 0 0 円

美容：2 5 3 0 円(カット)、4 7 3 0 円(パーマ・毛染め)

【日用品・衣類等】

個人的に必要な日用品や衣類はご家族様で準備していただいておりますが、必要に応じて当苑においても適宜購入させていただいており、その際にかかった費用をいただいております。

・職員代行買い物、ショッピング：各月1回

【レクリエーション・クラブ活動】

外食会・ショッピング・行楽・喫茶コーナー等に参加された場合にかかった費用をいただきます。

※入所者の預り金等について※

入所後はご希望により当苑指定の金融機関(大阪シティ信用金庫)にてご本人様名義の口座を開設させていただき、金銭管理をさせていただいております。

入金及び施設利用料や購入金支払い、その他必要な諸費用実費等はご入用の都度、ご本人様に代わって出入金の手続きをさせていただいております。またその際の収支報告を3か月に1度ご家族様へ送付させていただいております。



職員の配置状況について

現在、当苑での介護職員の勤務体制は早出・日勤・日勤遅出・遅出・夜勤が各1名の5交代制となっております。特に夜間帯は1フロアに夜勤者1人の勤務体制であることをご理解いただいてから入所をご案内させていただいております。また、早朝・夜間帯は医師・看護師の医療従事者は勤務しておりませんので介護職員のみ勤務となります。

事故発生時の対応及び損害賠償について

サービスの提供にあたって事故が発生した場合には速やかにご家族様や保険者及び関係各機関に連絡を行い、事故の責任(過失)が施設にある場合において治療費等の損害賠償を行います。

ただし、その損害の発生が介護サービスの提供や安全配慮における注意義務等において施設に過失が認められない場合は、施設は損害賠償を負わない点をご理解いただいてから入所をご案内させていただいております。



退所していただく場合について

・病院等に入院された場合について

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日間以内に退院された場合は退院後再び当苑に入所していただけます。ただし、この間は所定の自己負担額と居住費がかかります。

② 7日間以上、3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合には退院後再び当苑に入所していただけます。ただし、当苑の受け入れ状況やご本人様に状態変化があり居室を変更する必要がある場合は、入院前と異なる居室に入所していただく場合があります。この場合はこの間の所定の自己負担額と居住費はかかりませんが、短期入所生活介護の居室として使用させていただきます。（空床利用）

③ 継続入院が3か月経過した場合

継続入院が3か月を経過した時点で退所扱いとなります。その後退院された場合においては、前記①、②のように再び優先的に入所はしていただきません。
また、ご本人様の状態により入院より3か月以内の退院が見込まれない場合においても退所扱いとさせていただくことがあります。

- ・当苑での日常生活が困難になった場合、またはご本人様の故意・過失による他の入所者や事業者及びサービス従業者への暴力行為や迷惑行為、著しい不信行為があり、入所の継続が困難な場合。
- ・在宅生活への復帰や他の施設に移られる場合。
- ・入所者又は家族等が、事業者やサービス従事者、他の入所者に対してハラスメント的な言動により迷惑行為が続く場合。

その他

【面会について】

面会時間は１４：００～１７：００となっておりますが、これ以外の時間でも可能となっております。

【外泊・外出について】

外泊・外出はご自由にさせていただきますが、その際の送迎はご家族様へお願いしております。ただし、外泊の場合は６日間までは所定の自己負担額と居住費がかかります。

【洗濯について】

当苑では衣類・タオル類のリースは行っておりません。洗濯は当苑にて対応させていただきますが、当苑での洗濯が対応困難なものに関してはご家族様にお願いする場合があります。また、クリーニングをご希望される場合は実費負担をいただいております。

別紙：施設利用料について

利用者負担段階の設定

その方の世帯（課税世帯・非課税世帯）や年金等の収入別により、食費・居住費の自己負担額が定められ（第１～第４段階に設定）、これを超える額については補足給付（特定入所者介護サービス費）が行われることとなります。同時に、施設のサービス費１割又は２割負担額についても上限月額（高額介護サービス費）が定められます。

《利用者負担段階》

・高額介護サービス費

第１段階 (１５０００円)	・ 老齢福祉年金受給者の方で世帯全員が住民税非課税の方 ・ 生活保護を受給されている方
第２段階 (１５０００円)	・ 世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と公的年金額の収入合計が年額８０万円以下の方
第３段階 (２４６００円)	・ 世帯全員が住民税非課税で第２段階以外の方
第４段階 (４４４００円)	・ 住民税課税世帯の方

※要介護等認定者全員に対し、市町村より介護保険負担割合証が交付されます。負担割合については「合計所得金額」と「６５歳以上の方の世帯人数」によって決定します。（１割、２割）

※合計所得金額には「年金収入（遺族年金と障害者年金を除く）」と「それ以外の所得」が該当します。

・食費・居住費の負担限度額

第１段階	・ 老齢福祉年金受給者の方で世帯全員が住民税非課税の方 ・ 生活保護を受給されている方
第２段階	・ 世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金、非課税年金の収入合計が年額８０万円以下で、預貯金が単身で６５０万円、夫婦で１６５０万円以下の方
第３段階①	・ 世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金、非課税年金の収入合計が年額８０万円以上１２０万円以下で、預貯金が単身で５５０万円、夫婦で１５５０万円以下の方
第３段階②	・ 世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金、非課税年金の収入合計が年額１２０万円以上で、預貯金が単身で５００万円、夫婦で１５００万円以下の方
第４段階	・ 住民税課税世帯の方